

施設長 各位

那霸市医師会
会長 友利博朗
理事 宮城政剛



アセトアミノフェン製剤の在庫逼迫に伴う、成人患者への
解熱鎮痛薬処方時のご配慮のお願い

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「アセトアミノフェン製剤の在庫逼迫に伴う、成人患者への解熱鎮痛薬処方時のご配慮のお願い」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那霸市医師会 事務局：石垣・前泊／電話 098-868-7579）

・・・・・記・・・・・

沖医発第1393号
令和4年12月15日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 砂川博司

アセトアミノフェン製剤の在庫逼迫に伴う、成人患者への
解熱鎮痛薬処方時のご配慮のお願い

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、アセトアミノフェン製剤の在庫逼迫に伴う、成人患者への解熱鎮痛薬処方時のご配慮のお願いの通知となっております。

医療用解熱鎮痛薬については小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続供給されるための対応について、ご案内しているところです。

今回、公益社団法人日本小児科学会より日本医師会に対し、アセトアミノフェン製剤が在庫逼迫により流通量が著しく減少し、本剤が必要な小児患者に行き渡らない事態が発生していることから、成人患者へ解熱鎮痛薬を処方される先生におかれでは、本剤は他剤の投与が困難な場合に限定して処方する等のご高配をお願いしたい旨の依頼があったとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

- アセトアミノフェン製剤の在庫逼迫に伴う、成人患者への解熱鎮痛薬処方時のご配慮のお願い
(令和4年12月7日(日医発第1730号)(技術))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課:赤嶺
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



2

日医発第 1730 号 (技術)

令和 4 年 1 月 7 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川政昭

(公印省略)

アセトアミノフェン製剤の在庫逼迫に伴う、成人患者への解熱鎮痛薬処方時の
ご配慮のお願い

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、公益社団法人日本小児科学会より、本会に対して標記の依頼がありました。

医療用解熱鎮痛薬については、これまで下記の 4 文書を以て、小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続供給されるための対応について、貴会にご案内しているところです。

今回、公益社団法人日本小児科学会より本会に対し、アセトアミノフェン製剤が在庫逼迫により流通量が著しく減少し、本剤が必要な小児患者に行き渡らない事態が発生していることから、成人患者へ解熱鎮痛薬を処方される先生におかれても、本剤は他剤の投与が困難な場合に限定して処方する等のご高配をお願いしたい旨の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

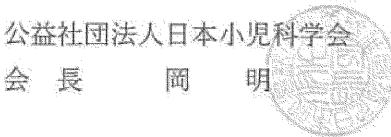
- ・ 「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）」
(令和 4 年 1 月 16 日付け日医発第 1613 号 (技術))
- ・ 「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時期流行に備えた医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（周知依頼）」
(令和 4 年 1 月 4 日付け日医発第 1553 号 (技術))
- ・ 「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について」
(令和 4 年 8 月 24 日付け日医発第 981 号 (技術))
- ・ 「アセトアミノフェン製剤の安定供給について（周知依頼）」
(令和 4 年 8 月 1 日付け日医発第 828 号 (技術))

以上

令和4年11月20日

公益社団法人日本医師会
会長 松本 吉郎 殿

公益社団法人日本小児科学会
会長 岡 明



アセトアミノフェン製剤の在庫逼迫に伴う、成人患者への解熱鎮痛薬処方時の
ご配慮のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行の持続に伴い、ウイルス感染そのものあるいはワクチン接種に際して、成人・小児を問わずアセトアミノフェン製剤が使用される機会が増加しております。その結果、製造企業が増産を行な可能な限りの量を出荷しているのにも関わらず、在庫の逼迫により流通量が著しく減少し、アセトアミノフェン製剤が必要な小児患者に行き渡らない事態が発生しております。

小児への解熱鎮痛薬の第一選択はアセトアミノフェン製剤です。5歳以上の中児であれば、イブプロフェンが使用できますが、流通量や剤形等の問題があり、処方には限界があります。また特にインフルエンザ流行時には、アセトアミノフェン製剤以外の解熱鎮痛薬の小児への使用は、ライ症候群を発症する懸念がある点、一部の非ステロイド性抗炎症薬がインフルエンザ脳炎・脳症の予後不良因子である点、等の理由で使いにくい状況があります。つきましては成人患者へ解熱鎮痛薬を処方される先生におかれましては、アセトアミノフェン製剤は他剤の投与が困難な場合に限定して処方する等のご高配をお願い申し上げます。

今後、新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザの流行も懸念される中、本学会から貴会の先生方に無理なお願いをすることを、何卒お赦しいただければ幸いに存じます。

敬具